

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和元年 6月26日

京都市長 殿

提出者

住 所 京都市右京区梅津高畝町47番地

氏 名 日新電機株式会社

代表取締役社長 齋藤 成雄

(法人にあつては, 名称及び代表者の氏名)

電話番号 075-861-3151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき, 平成30年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日新電機株式会社 本社工場
事業場の所在地	〒615-8686 京都市右京区梅津高畝町47番地
事業の種類	27 電気機械器具製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

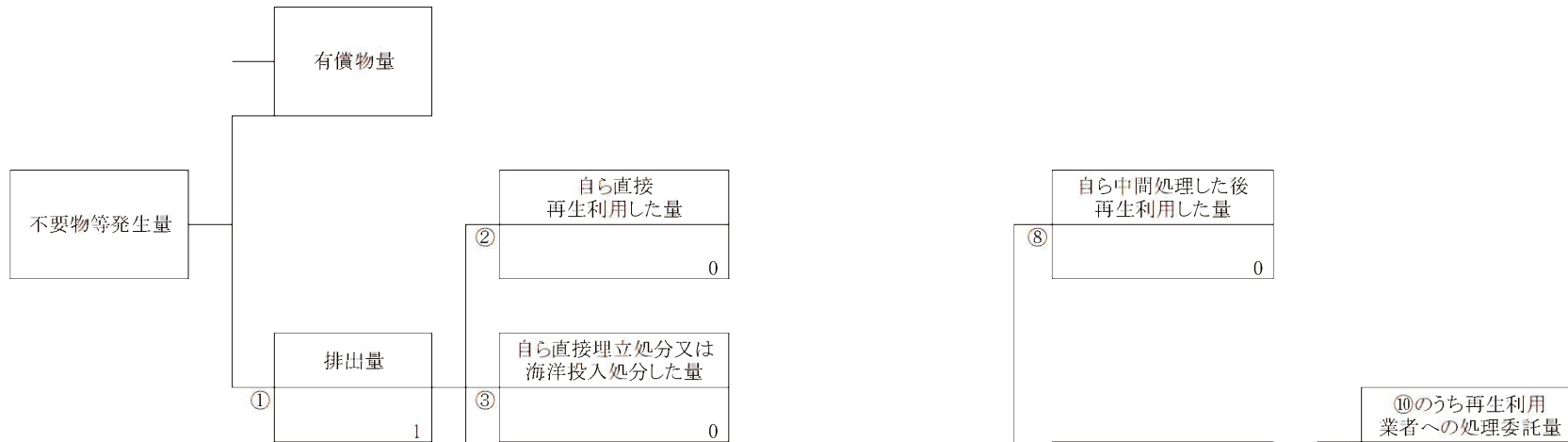
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	50t	全処理委託量	50t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	50t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	47t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油(引火性))



項目	実績値
①排出量	1
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
平成29年4月1日～平成30年3月31日	0
⑩全処理委託量	1
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃PCB等)

有償物量

不要物等発生量

排出量

①

21

② 自ら直接再生利用した量
0

③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量
0

④ 自ら中間処理した量
0

⑤ ④のうち熱回収を行った量
0

⑥ 自ら中間処理した後の残さ量
0

⑦ 自ら中間処理により減量した量
0

⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量
0

⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
0

⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量
21

⑪ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量
0

⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量
0

⑬ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量
0

⑭ ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
21

項目	実績値
①排出量	21
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
平成29年4月1日～平成30年3月31日	0
⑩全処理委託量	21
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	21

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書の〔集計用シート〕

- ・ 特別管理産業廃棄物の種類ごと（排出したものに）、①～⑯の各数値を記載してください。（自動で第2面に転記されます。）
- ・ 下表にない特別管理産業廃棄物を排出した場合は、「産業廃棄物の種類」欄に、品目名を記載してください。
- ・ 行が足りない場合は、行を追加してください。（また、シートを追加して、第2面を作成してください。）

特別管理産業廃棄物の種類	①排出量 (t)	計 画 の 実 施 状 況										(⑩ = ①-②-③-④+⑥-⑧-⑨ = ⑯+⑬+⑭+⑮+⑰)					②+⑧ 自ら再生 利用を行 った量 (t)	③+⑨ 自ら埋立 処分又は 海洋投入 処分を行 った量 (t)
		②自ら直 接再生利 用した量 (t)	③自己直 接埋立処 分又は海 洋投入処 分した量 (t)	④自ら中 間処理し た量 (t)	⑤④のう ち熱回収 を行った 量 (t)	⑥自ら中 間処理し た後の残 さ量 (t)	⑦自ら中 間処理に より減量 した量 (t)	⑧自ら中 間処理し た後再生 利用した 量 (t)	⑨自ら中 間処理し た後自ら 埋立処分 又は海洋 投入処分 した量 (t)	⑩直接及 び自ら自 己処理し た後の処 理委託量 (t)	委 託 先 に よ る 区 分					⑪優良認 定処理業 者への処 理委託量 (t)		
		⑫再生利 用業者へ の処理委 託量(t)	⑬熱回収 認定業者 への処理 委託量(t)	⑭熱回収 認定業者 以外の熱 回収業者 への処理 委託量(t)	⑮その他 の中間処 理委託量 (t)	⑯埋立処 分委託量 (t)	⑰優良認 定処理業 者への処 理委託量 (t)											
法で定められている種類(シュレッダーダストなど、一体不可分のものについては、空欄行に記載してください。)	当該事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭除く)	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量(⑫～⑭を除く)	⑩の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑫～⑭を除く)	⑩の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑩の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	②の量と⑧の量を合計したものの(自動計算)	③の量と⑨の量を合計したものの(自動計算)
廃油(引火性)	1									1				1	1	0	0	
廃酸(特管)	0									0				0	0	0	0	
廃アルカリ(特管)	0									0				0	0	0	0	
感染性廃棄物	0									0				0	0	0	0	
廃PCB等	21									21		21	0	0	0	0	0	
廃石綿等	0									0				0	0	0	0	
廃油(特定有害)	0									0				0	0	0	0	
汚泥(特定有害)	0									0				0	0	0	0	
廃酸(特定有害)	0									0				0	0	0	0	
廃アルカリ(特定有害)	0									0				0	0	0	0	
合計	22	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	0	21	1	0	1	0	

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。